

佐賀県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の登録基準（案）

1 目的・趣旨

(公財)日本中学校体育連盟が、地域クラブ活動の全国中学校体育大会への参加を特例として認めた。このことを受け、本県の地域クラブ活動が、佐賀県中学校総合体育大会（以下：県総体）及び各競技団体主催等の選考会等に参加することを認めるための条件を、以下に示す。

2 登録条件

- (1) 原則、佐賀県中学校体育連盟（以下：本連盟）の加盟校に在籍している生徒であること。
- (2) 本連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (3) 生徒の学齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- (4) 本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録し、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に活動が行われていること。
- (5) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (6) 地域クラブ活動の代表者・指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、佐賀県の各競技団体から処分を受けていないものであること。
- (7) 選考会・県総体において、競技役員や審判など運営上に必要な事項に協力すること。
- (8) 各競技の細則を満たしていること。
- (9) 指導者の登録については、最低2名以上登録すること。

3 大会に参加する場合、守るべき条件

- (1) 地域クラブ活動で大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (2) 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会要項・申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (3) 選考会等・県総体参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（監督も同様とする）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして万全の事故対策を立てておくこと。
- (4) 選考会等・県総体開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (5) 同一団体からの出場は1チームとする（複数のチームは参加できない）。また、大会参加のため名称を変え、複数チーム参加することも認めない。
- (6) 参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

4 登録申請手続及び登録について

- (1) 本連盟のホームページより「佐賀県中学校体育連盟 地域クラブ活動登録関係資料」をダウンロードし、申請書は必要事項を入力したデータを本連盟事務局に送信する。
- (2) 受付後、精査・検討したものを本連盟理事会にて審議し、登録を認める。
- (3) 提出締切は4月18日必着とする。（新入生に限り追加登録を認める。5月16日必着）
（ただし、駅伝・スキー・スケートは8月26日～9月16日を登録申請期間とする）
※登録期間は登録承認から令和7年8月25日までとする。ただし、特別の事情がある生徒の場合この限りではない。

5 大会（選考会等）参加について

- (1) 各競技により県総体からの参加か選考会等からの参加かは異なる。
- (2) 選考会等を行わない競技については登録後、県大会の出場権を得る。選考会等を行う競技については各競技団体等が主催する選考会等にて県大会出場権を得る。
- (3) 各競技の県大会参加枠は、出場枠一覧に定めるものとする。